

2025(令和 7)年 3 月 15 日

全日本教職員バドミントン選手権大会参加資格について
～ コーチ・教育委員会職員の参加資格の明確化について ～

全日本教職員バドミントン選手権大会の参加資格については、既に広く案内しているとおりでありますが、参加者は「教職員」という専門性のある職種に限定した大会であるため、その職に該当する方以外のエントリーは許可できません。しかしながら、大会にその職に該当するか疑問視される方の参加が見受けられるという報告が、ここ数年本連盟事務局に届いております。そこで、大会参加申込者に疑問を持たれないようにするため、大会申込みに関しては、次のように大会参加申込書の一部改訂と、学校長より委嘱された部活動指導員(都道府県ごとにインストラクター等の呼称も可)、または教育委員会所属の職員として在職していることを明確化するように、確認書の提出を義務付けることにいたしました。各都道府県連盟事務局におかれましては、会員の皆様に周知徹底していただき、遺漏なきように書類の提出をお願いいたします。

なお、「部活動指導員」(従来「コーチ」と呼称)については、次の定義にあてはまる方は、平成 27 年度本連盟総会(開催地:奈良県 8 月 10 日)において、参加資格を有する者として確認されているとともに、平成 29 年度より学校教育法施行規則が改正され、「部活動指導員」が学校の職のひとつとして規定されています。

[参加可能な「コーチ」・職員の定義]

参加資格者としての「コーチ」とは、学校教育法第 1 条、124 条、134 条に常勤しているもの、または、その年度初めから任用され、かつ、所属の学校長より委嘱された部活動指導員(呼称に関しては、コーチ・インストラクターなど、各都道府県教育委員会が用いる名称であれば可)をさす。

したがって、保護者からの委託(部費等による雇用)や、一時的でボランティア的な臨時コーチ・外部コーチ等は参加資格を有しない。

「職員」とは、教育にかかわる職員として、各都道府県または市町の教育委員会所属の職員を指し、公職であっても他の部局の職員は該当しない。

[参加者確認の対応]

- ① 大会参加申込書(ファイル名: 25 taikai mousikomi.xlsx)の入力欄を修正し、シート名「選手名簿」の表中の学校名の右に、教員欄、指導員欄、職員欄を設けています。《下図参照》
- ② 指導員欄、または職員欄に○をつけた申込者については、各都道府県教職員連盟事務局において、学校長から委嘱された部活動指導員(インストラクター等)か、または、教育委員会所属の職員かを判断するため、別紙の「部活動指導員・教育委員会職員 在職確認書」に学校長(または所属長)の押印がある書面を提出してもらい、受領を確認した上で申し込みをしてください。
- ③ この在職確認書の書面については、参加申込書ファイルを大会事務局と教職員連盟事務局に提出する際、申込書の提出と同時に、該当する方の「部活動指導員・教育委員会職員 在職確認書」を pdf 化したファイルを送付してください。提出がないもの、書類が不備なものについては参加を認めません。
事情により、在職証明書の提出が申込締切日より遅れる場合、その旨を各事務局は日本教職員連盟事務局へ連絡し、組合せ会議日前日までに送付・提出してください。提出が本部で確認されない場合は、参加が認められませんので注意してください。
- ④ ③の書面が虚偽であった場合、または、書面を提出しないで参加が発覚した場合には、今後、当該選手の参加を認めません。さらに、試合終了後の総合得点の記録から当該選手の参加得点・勝利加点を減じ無効とします。

(参考) 大会参加申込書のファイル(25 taikai mousikomi.xlsx)の抜粋

参考資料

1. 会員・大会参加資格の確認

○ 教職員連盟規約から

第 5 条 (資 格)

1. 本連盟の会員は、(公財)日本バドミントン協会会員であって下記に該当する者とする。
- (1) 学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする)、または学校教育法第十一章、第二百二十四条に規定する専修学校※¹、または第十二章 第三百四十四条に規定する各種学校※²に在職し、教育の任に当たっている教授、准教授、教諭、講師(非常勤も含む)、助教、助手、および上記の学校に現に在職する職員※³、並びに各地区教育委員会の職員(非常勤も含む)とする。
- (2) 以下略

[注釈]

- ※1 校名に「専修学校」、「高等専修学校」、「専門学校」、「大学校参照」の名称がつけられる。専門学校(主に高卒者対象の専門課程を置く専修学校)、高等専門学校(中卒者以上対象の高等課程を置く専修学校)、専修学校(入学資格を定めない教養を高める専修学校)のいずれも文部科学省の定める学校教育法第124条に該当する。
- ※2 学校教育法に規定する専修学校の教育を行うものでない教育施設
各種学校の具体例として、和洋裁・簿記・珠算・自動車整備・調理・栄養・看護師・保健師・理美容・タイピ・英会話・工業などの教育施設をいう。インターナショナルスクールや朝鮮学校などの外国人学校も含まれる。
- ※3 別途定義した部活指導員(コーチ)はこれに該当する。
なお、児童福祉法によるこども家庭庁が管轄する「児童福祉施設」としての保育所(認可保育所)や都道府県知事等の認可を受けていない認可外保育所の職員は、これにあたらない。

○ 大会要項から

12. 参加資格

- 1) 日本教職員バドミントン連盟会員であること。
「各都道府県を通じて(公財)日本バドミントン協会に登録した者で、大会申込期日までに日本教職員バドミントン連盟に加盟した者」